

## 自動車やバイクに関すること

- 運転免許をお持ちだった方 → **運転免許証の返還** → **豊平警察署**  
豊平区豊平 7-13 ・ Tel 813-0110  
または市内各警察署・札幌運転免許試験場（手稲区曙 5-4）
- 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車をお持ちだった方 → **相続** → **中央市税事務所 諸税課**  
中央区北 2 東 4 ・ Tel 211-3076
- 125cc超～250ccのバイクをお持ちだった方 → **相続** → **札幌運輸支局**  
東区北 28 東 1 ・ Tel 050-5540-2001
- 250cc超のバイク・普通自動車をお持ちだった方 → **相続** → **軽自動車検査協会 札幌主管事務所**  
北区新川 5-20 ・ Tel 050-3816-1763
- 軽自動車をお持ちだった方 → **相続** → **軽自動車検査協会 札幌主管事務所**  
北区新川 5-20 ・ Tel 050-3816-1763

※ バイク・軽自動車に係る軽自動車税は、中央市税事務所（Tel 211-3076）、普通自動車の自動車税に関する手続きは、札幌道税事務所自動車税部（北区北 22 西 2 ・ Tel 746-1190）へ。

## 市営墓地のこと

- 市営霊園の使用権をお持ちだった方 → **相続の手続き** → **札幌市保健福祉局 施設管理課**  
中央区北 2 西 1 ・ Tel 211-3525
- ※ 納骨する場合も納骨の手続きが必要になります。

## 遺言状、相続放棄のこと

- 遺言状・相続放棄のこと → **遺言状の検認や相続放棄の手続き** → **札幌家庭裁判所 家事受付・手続案内センター**  
中央区大通西 12 ・ Tel 350-4294

## その他のこと

- 農地のこと → **相続により取得した場合の手続き** → **札幌市農業委員会事務局**  
中央区北 1 西 2 ・ Tel 211-3636
- 電気・ガス・電話のこと → **氏名変更・継承、使用停止** → 各加入の事業者にご確認ください。
- 水道のこと → **氏名変更・継承、使用停止** → **水道局電話受付センター**  
Tel 211-7770

作成：豊平区役所（令和 7 年 4 月発行）

# 死亡したときの手続き

豊平区役所（豊平区平岸 6-10）  
TEL 822-2400 FAX 813-3603  
HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

区役所等で行う主な手続きをご案内します。  
このほかに手続きが必要な場合もあります。

### 《おくやみ窓口について（原則予約制）》

亡くなった方やご遺族の状況をお聞きし、必要な手続きや書類、担当窓口をご案内します。また、各窓口での手続きがスムーズに進むよう書類の作成を支援します。※ご案内や資料作成支援には 1 時間前後かかります。

受付時間：平日 8 時 45 分～ 17 時 15 分

受付場所：豊平区役所 1 階ロビー Tel：090-6033-9736（予約専用）

## 戸籍の手続き

- 死亡届の提出**（死亡したことを知った日から 7 日以内）

〔持ち物〕死亡診断書（死体検案書）

※ 夜間・休日は区役所北側日直室でお預かりします。午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分は火葬許可証を即日交付できますが、それ以外の時間帯は翌日以降の交付となります。

※ 火葬は予約制です。予約方法は葬祭事業者へお問い合わせください。

※ 死亡した方の住民票（除票）・戸籍証明は発行までに日数がかかります。

### 1 階①番

戸籍住民課 戸籍係

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉

## 印鑑登録のこと

- 印鑑登録証をお持ちだった方 → **印鑑登録証（カード）の廃棄・返還**

### 1 階②～⑧番

※ロビー中央で整理券をお取り下さい  
戸籍住民課 住民記録係

※ 死亡届を提出すると、印鑑登録は自動的に廃止され、印鑑登録証は使用できなくなります。登録証は廃棄するかお返しく下さい。

## 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療のこと

- 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入していた方 → **保険証等の返還 代表相続人の指定**

〔持ち物〕各種保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ、代表相続人の口座番号が分かるもの

### 1 階⑫⑬番

保険年金課 保険係

- 国民健康保険・後期高齢者医療加入者が亡くなった場合の葬祭を行った方（喪主・施主） → **葬祭費の申請**

〔持ち物〕葬儀の領収書または会葬はがき、喪主または施主の口座番号が分かるもの

### 1 階⑭番

保険年金課 給付係

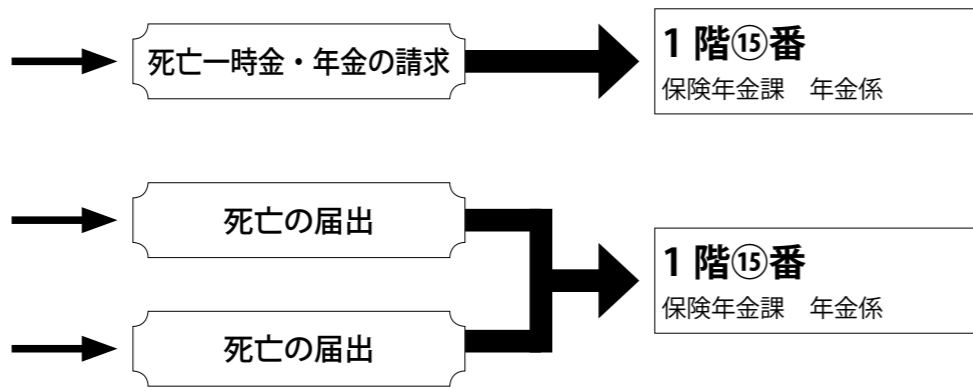
- 高額な医療費を支払った方 → **高額療養費が支給される場合があります**



## 国民年金のこと

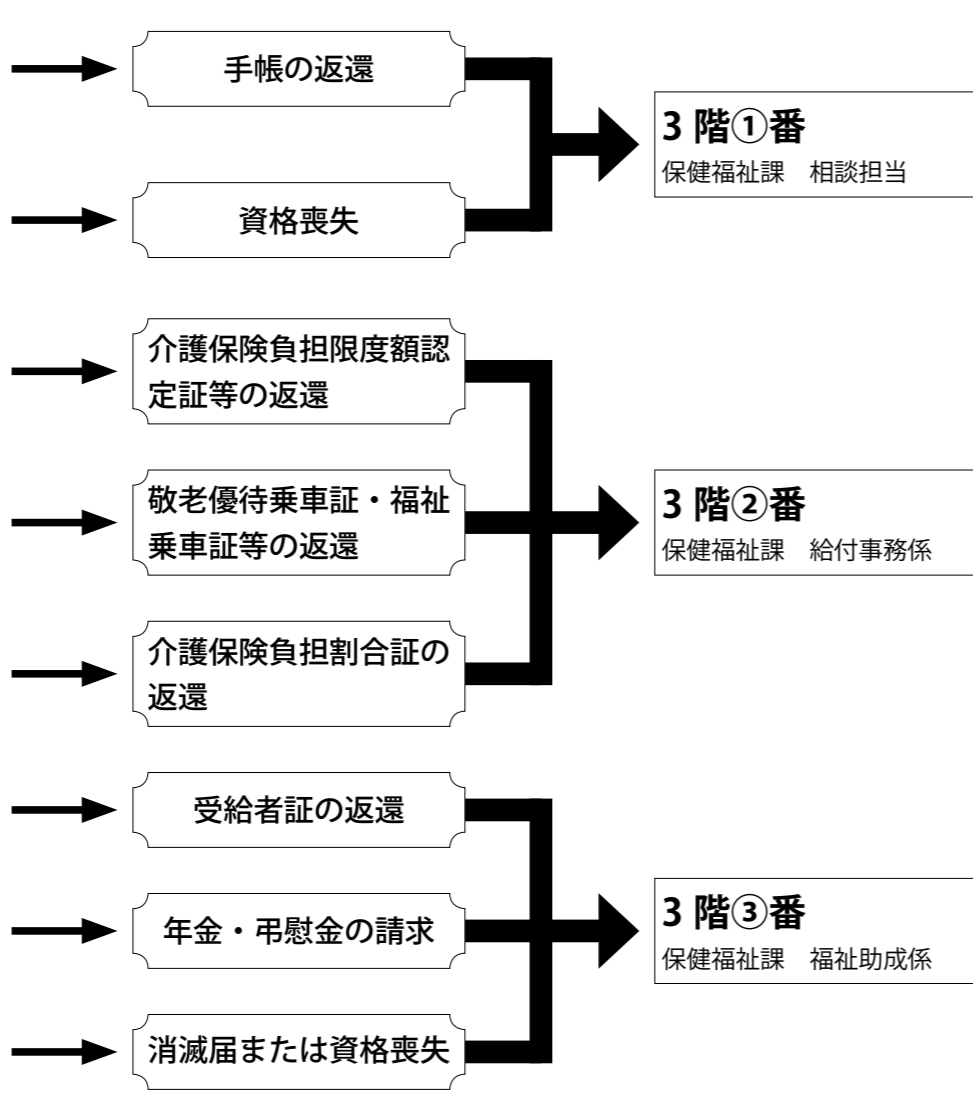
- 国民年金の死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求をされる方
- 老齢福祉年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給していた方
- 特別障害給付金を受給していた方

※ 下記以外の国民年金・厚生年金を受給している方は、ねんきんダイヤル(Tel 0570-05-1165)へ。  
 ※ 共済年金を受給している方は、共済組合へ。



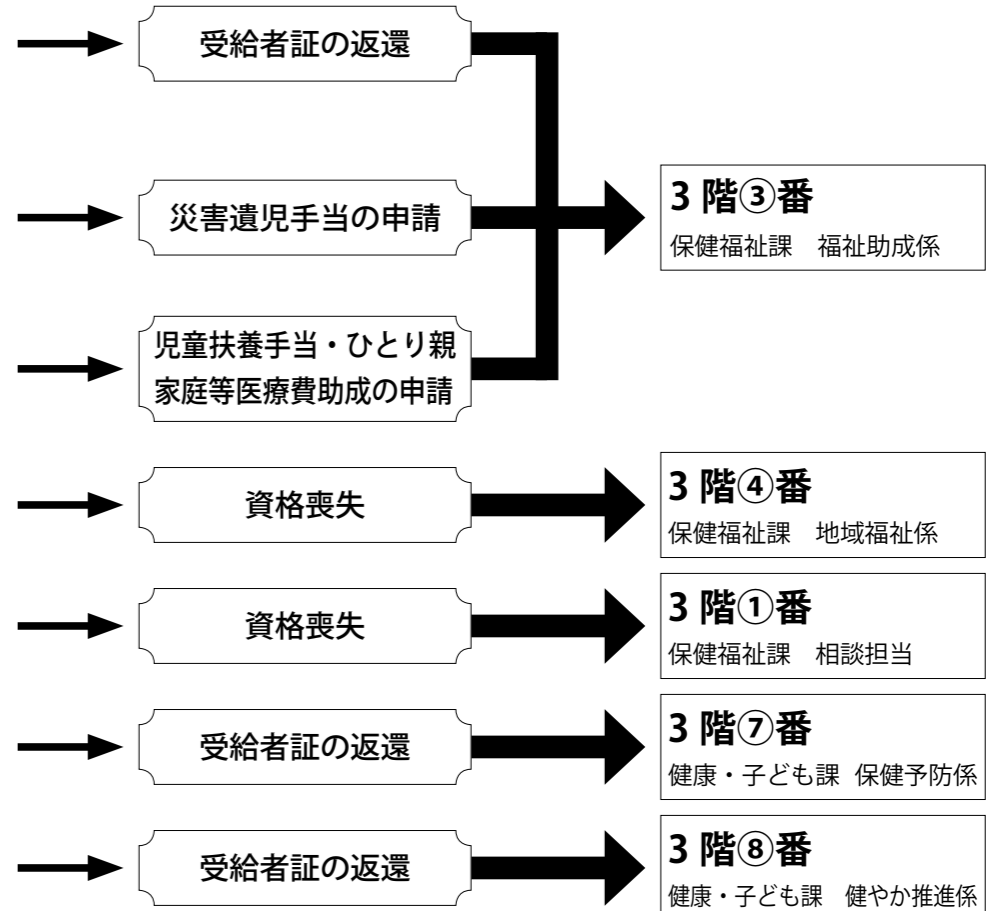
## 保健福祉の手続き

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方
- 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当を受給していた方
- 介護保険に係る一部負担等の減額・減免を受けていた方
- 敬老優待乗車証・福祉乗車証等をお持ちだった方
- 要介護（要支援）認定を受けていた方
- 重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった方
- 心身障害者扶養共済制度に加入していた方
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた方



※ 受給者が亡くなった場合は新たに児童を養育する方（配偶者など）から新規申請が必要です。死亡日の翌日から15日以内に申請してください。  
 ※ 子どもが亡くなった場合、児童手当と児童扶養手当は手続き不要ですが、特別児童扶養手当は手続きが必要です。

- 子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を受けていた方
- 交通災害や労働災害等で死亡した方の義務教育修了までの子どもを養育する方
- ひとり親家庭になった方（所得制限あり）
- 外国人高齢者福祉手当を受給していた方
- 外国人障害者福祉手当を受給していた方
- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちだった方
- 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった方



## 飼い犬のこと

- 犬を飼っていた方

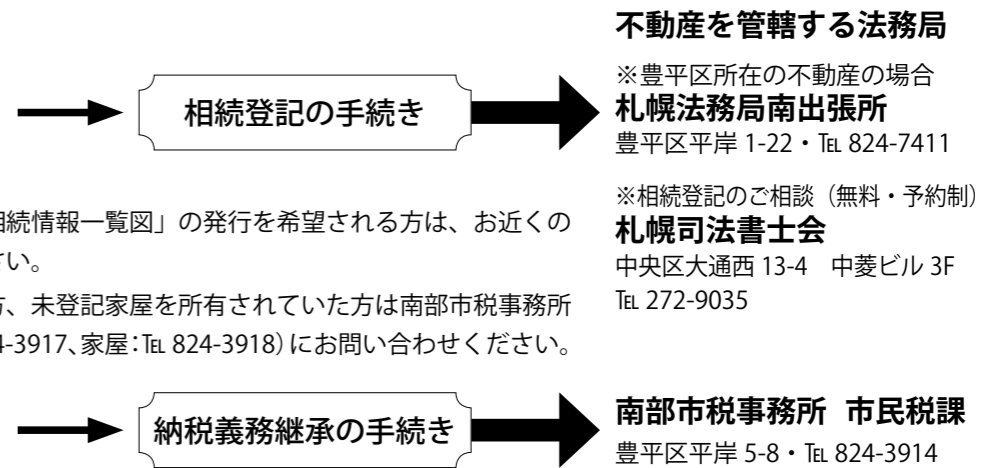


※ 札幌市コールセンター(Tel 222-4894)にてお手続きすることも可能です。

## 区役所以外での手続き

### 市税の手続き

- 不動産登記をしている土地・家屋を持っている方
- 市・道民税を納めている方



※ 国税に関する電話での相談は電話相談センター(Tel 0570-00-5901)へお問い合わせください。  
 対面での相談はご予約が必要になりますので札幌南税務署(豊平区月寒東 1-5・Tel 555-3900)へお問い合わせください。